

別記様式第1号(第四関係)

しもいのくらちくかつせいかけいかく
下猪倉地区活性化計画

栃木県・日光市

平成26年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 下猪倉地区活性化計画

都道府県名 栃木県

市町村名 日光市

地区名(※1)

下猪倉地区

計画期間(※2)

H26～H28

目 標 : (※3)

農業用道路の機能の確保(13.1ha)を行うことにより、効率的な農業生産と維持管理及び労力等の軽減を図り、安定した水田農業経営の確立を図ることで、当地域の農家世帯数を平成25年度現在65世帯から、計画終了年度である平成28年度においても維持することを目標に掲げ定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区は、日光市の中心部から南部に位置し、今市扇状地の中を沢状に発達した水田地帯である。比較的都市部への交通の便に恵まれた地区であり、水田、畑、畜産を中心に多様な生産活動を展開している。

現状と課題

当地区は、道路幅員が3.0m程度であり、近年、農業機械の大型化が進む中で、現在の道路では思うように生産活動が出来ず、農産物・生産資材等の輸送や農耕者のすれ違いに苦慮している状況である。また、現況舗装の老朽化が著しく荷痛みの原因となっている。耕作条件の悪化は農家の経営意欲を低下し、農地の維持管理不足や耕作放棄地を生み、農家の地域離れの要因ともなっている。
そのため、農道の整備が急務であり、基盤整備事業の導入が要望されている。

今後の展開方向等(※4)

農道L=1,475mを整備して農業用施設機能を確保することで、生産性の高い農業基盤を確立し、荷痛み防止等による農業所得の増加、農家の経営意欲の向上による安定した農業経営の持続、展開を図り、農家世帯数を維持し、当地域の定住化を促進する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
日光市	下猪倉地区	基盤整備(農業用道路)	日光市	有	イ	H26～H28

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

下猪倉地区(栃木県日光市)	区域面積 (※2)	414ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地域の総面積414haのうち農林地面積は333haで全体の80%を占めるとともに、3割以上が農林漁業従事者で構成された地域である。		
②法第3条第2号関係: 当該地域は、農家世帯数の減少、高齢化傾向を改善するために、基盤整備を実施し、生産性の向上、農家所得の増加、農家の経営意欲を向上させることで、安定した農業経営の確立による地域の活性化を行い、定住化を促進することが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当該地域は、水田と山林に囲まれた地域で、住宅が点在する集落形態であり、都市計画法の用途指定が無く、市街地を形成している区域以外の農村地域である。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

現在の農家世帯数は農業委員会選挙登載申請書により計上しているため、平成28年度及び計画期間完了以降も農業委員会選挙登載申請書により農家世帯数の変動を把握する。公表にあたっては、第三者の意見聴取により正確性を確保する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。